

互 助 会 NEWS【1月号】

令和4年1月17日

一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、**令和4年1月20日（木）**です。

送金明細書は、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方は、統合庶務システムでご覧いただけます。

《送金明細書の公開日は、1月18日（火）です。》

また、それ以外の所属（小・中・大学等）にお勤めの会員の方には、ハガキの送金明細書を送付しています。

◎令和3年度末に中学校を卒業する子に係る「卒業祝金」の調査について

互助会では、会員の子が義務教育諸学校へ入学、また、中学校を卒業したとき、「入学・卒業祝金」を給付しています。このうち、中学校卒業の子に係る「卒業祝金該当者報告書」の提出を令和4年2月上旬に各所属所長あてに依頼する予定です。

- ・該当するお子さんがいらっしゃる会員の方は、事務の方への報告をお忘れなく。
お子さんが被扶養者の場合は「卒業祝金該当者報告書①《被扶養者である子》」、被扶養者でない場合は「卒業祝金該当者報告書②《被扶養者でない子》」を提出いただきます。

【給付該当者】 **令和4年3月に中学校を卒業する子**

⇒ **平成18年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれの子**

- ・事務の方は、期限までに報告書を提出いただきますよう、ご協力をお願いします。
育児休業等でお休みされている会員の方への調査もお忘れなく！
参考として、例年、報告書の記入漏れなど多く見受けられる事例をご紹介します。

《事例1》

「卒業祝金該当者報告書②《被扶養者でない子》」が提出されない。

報告に基づき給付しますので、**該当者するお子さんがいらっしゃる場合は、必ず報告書を提出**してください。

《事例2》

夫婦ともに互助会員だが、報告書の「備考欄」に配偶者の氏名・勤務先が記入されていない。
この欄は、ご夫婦ともに互助会員の場合、双方に給付するために記入をお願いしている**重要な項目**ですので、記入漏れの無いようお願いいたします。

《事例3》

報告書備考欄に配偶者の氏名・勤務先が記入されているが、会員でなかった。

当互助会は、公立学校共済組合青森支部組合員の方が加入しています。

市町村教育委員会や青森県知事部局等にお勤めの方は、当互助会には加入できません。

《その他》

該当するお子さんの氏名・生年月日の間違い

互助会では、会員のみなさんからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

一般財団法人青森県教職員互助会

TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

HPアドレス

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>

アドレスが変わりました！



所属内でご閲覧ください